

監 事 の 意 見 書

漁船損害等補償法第 39 条第 1 項の規定により平成 30 年 6 月 4 日理事より提出された平成 29 年度事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書並びに剰余金処分案及び損失金処理案の各事項について監査しました。その内容は適正なものと認めます。

平成 30 年 6 月 4 日

日本漁船保険組合

監 事 千 葉 光 悦

監 事 菊 池 勝 貴

監 事 長 岡 英 典

監 事 松 田 稔